

# 職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究（専門課程）

—令和元年度 繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野—

## 【 調査研究概要 】

分野：職業能力開発の実践に必要な調査研究

担当室：高度技能者養成訓練開発室

### 1. はじめに

公共職業能力開発施設では、職業訓練基準（以下「基準」という。）に従って訓練を実施するが、それに加えて職業訓練ニーズ等を勘案し、弾力的な運用がおこなわれている。この基準は、職業訓練を実施する際、その水準の維持向上のための基準として、職業能力開発促進法（以下「法」という。）に規定され、不断の見直しが求められている。

本研究は、厚生労働省からの要請を受け、高度職業訓練に係る基準の見直しに必要な基礎資料の作成を目的としている。その基準の見直しは、平成24年度から4年計画で取り組みが開始され、今年度は二回目目の最終年度（表1）で、見直し対象分野は、高度職業訓練の専門課程の繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野である。

表1 基準の見直しのスケジュール

年 度	見直し対象分野
平成28年度	機械分野
平成29年度	電気・電子・情報分野
平成30年度	建築分野（デザイン含む）
令和元年度	上記以外の分野

### 2. 基準の見直し分野について

基準の見直し分野は表2の10系13科が対象である。対象分野の特徴は、実施施設が2～3校程度しかない個性的な希少科ばかりである。平成27年度の基礎研究においては、設置科がない場合であっても、できる限り基準の見直しをすることとして未整備であった各種細目等の作成をしたところである。今年度については、設置状況を勘案して、高度職業訓練を実施している分野の表2の網掛の4系5科の専攻科を対象とした。このため例年のアンケート調査ではなく、各系で訓練を実施している施設において基礎研究会とその施設へのヒアリング調査等を実施して調査研究を進めることとした。具体的には、輸送機器整備技術系、物流システム系、接客サービス技術系については基礎研究会の委員を招集して、そのうち1回を設置施設で開催し、担当指導員と意見交換をした。調理技術系では、基礎研究会の委員の招集が困難なため、全ての設置施設へ訪問して、ヒアリング調査を実施することとした。

表2 基準の見直し分野

系	科 名
輸送機器整備技術系	航空機整備科
テキスタイル技術系	染織技術科
服飾技術系	アパレル技術科
	和裁技術科
食品製造技術系	製パン・製菓技術科
化学システム系	環境化学科
	産業化学科
エネルギー技術系	原子力科
ビジネス技術系	ビジネスマネジメント科
物流システム系	港湾流通科
	物流情報科
接客サービス技術系	ホテルビジネス科
調理技術系	調理技術科

### 3. 基礎研究会及びヒアリング調査

本調査研究を進めるにあたっては、当該分野の専門基礎研究会は、厚生労働省と連携のもと、県立産業技術短期大学校1名（専門課程）、高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）7名、職業能力開発総合大学校1名の構成で3回開催した。そのうちの1回については、輸送機器整備技術系航空機整備科では、千葉職業能力開発短期大学校成田校にて、物流システム系港湾流通科、物流情報科、接客サービス技術系ホテルビジネス科では、沖縄職業能力開発大学校にて、担当指導員を交えて基礎研究会を開催した。調理技術系調理技術科においては、全国で認定訓練施設が3校実施しているので、その施設へヒアリング調査を実施して基礎資料をまとめることとした。

### 4. 基準見直しのポイント

基準は、法及び職業能力開発促進法施行規則（以下、「規則」という。）、規則別表第六（専門課程）に基づき定められている。その別表は、専門課程が実施すべき六割程度の最低限の教科と大きくりの時間数及び代表的な設備、訓練の対象となる技能・知識の範囲等を定め、これを専門課程の基準としている。また、その基準の詳細を教科の細目、設備の細

目、技能照査の基準の細目として定めている。教科の細目では教科の標準的な内容と時間数を、設備の細目では具体的な設備の名称と台数を、技能照査の基準の細目では教科の科目について習得すべき技能または知識の水準に達しているか否かを判定しているかを詳細に示している。

これらを変更する場合は、当該専攻科の学生の仕上がり像として適切なものであり、その理由を客観的な指標等で証明できる場合としている。

### 5. 各系専攻科の見直し提案

見直しの提案は、基礎研究会及びヒアリング調査で検討した結果を踏まえ、各系専攻科から教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目ごとに表3に示したとおりである。

各見直し提案表(表4)は、最終的に厚生労働省との討議を踏まえ、赤字で削除、青字で追加し、右欄にはその変更・改正理由を付している。

表3 各系専攻科の見直し箇所の有無

系	専攻科名	見直し箇所の有無		
		教科細目	設備細目	技能照査の基準/細目
輸送機器整備技術系	航空機整備科	有	有	有
物流システム系	港湾流通科	有	無	有
	物流情報科	有	無	有
接客サービス技術系	ホテルビジネス科	有	無	有
調理技術系	調理技術科	有	有	無

表4 教科の細目の見直し提案表(例 物流システム系)

訓練科	物流システム系【共通】(改定案)	※赤字は削除、青字は追加。
教科の科目	教科の科目	基礎研究会における変更・改正の理由
1 物流概論	35 70 物流・ロジスティクスの概念、物流を構成する諸活動、企業における物流、ユビクティビティシステム、共同輸送、配送システム、宅配便、物流管理の意義と方法、物流コスト管理、在庫管理、サプライチェーン管理、物流の技術革新と規制緩和	基礎研究会にて確認した内容に変更等はないが、企業における物流の重要性から輸送設備への投資や物流コスト削減の観点から輸送設備の重要性をより強調する。
2 物流機械概論	35 機械の要素、物流機械の種類、物流機械の構造・動作原理、物流機械の機能及び性能、物流機械の点検方法、保守・安全管理	
3 電気工学概論	35 電圧、電流、抵抗、電圧降下、電力、電力回路、電圧と交流、三相交流、測定器と測定法、変圧器、電動機、電気材料、電気応用機器	
4 情報工学概論	70 ハードウェア、ソフトウェア、コンピュータの構成、コンピュータの基本機能、情報処理、アプリケーションソフト、ネットワーク、情報セキュリティ、データベース、OS、アプリケーション、クラウドサービス、情報セキュリティ、情報セキュリティ対策、情報セキュリティ対策、情報セキュリティ対策	企業における物流現場の業務効率化や物流現場への情報化の推進を目的として、情報セキュリティ対策の重要性をより強調する。
5 輸送論	35 輸送の要素・種類と機能、鉄道輸送、自動車輸送、船舶輸送、航空輸送、輸送システム、コンテナ輸送システム、共同輸送、配送システム、共同輸送、共同輸送、共同輸送、共同輸送	企業における物流現場の業務効率化や物流現場への情報化の推進を目的として、共同輸送の重要性をより強調する。
6 貿易論	35 貿易手続論、貿易と関税、マーケティング、貿易の流れ、信用状の貿易、貿易書類と手続、貿易法、貿易保険、貿易保険、通関知識、貿易と関税	
7 生産工学	35 生産計画、生産管理、在庫管理、品質管理、設備管理、機軸作業、設備管理、工業法、機械、生産性管理	
8 安全衛生工学	35 安全衛生法規、安全の原理と概念、安全基準、職場作業、衛生管理、労働環境、災害調査、災害防止、安全点検、保護具、労働安全	
9 関連法規	35 物流行政と関連法規、物流法、海運法、港湾運送業法、港湾労働法、倉庫法、労働安全衛生法	関係法規の更新に合わせて変更した。
基礎理学科 合計	385	

その他に技能照査の基準の細目については、「教科の科目について習得すべき技能または知識の水準に達しているか否か」を判定するため、どの技能照査の基準の細目がどの教科の科目の評価をおこなうのか、技能照査の基準の細目と教科の科目の対応表を作成して照合した。

主な見直しの内容(表5)は、業界の現状や学生の就職先のニーズを鑑みて、教科の科目の訓練時間数の変更及びその教科の細目の追加、削除や科目名の変更、設備細目は教科の科目の内容に応じて用語等の統一、変更をおこなった。技能照査の基準の細目は教科の科目に応じた変更、追加をし、基礎研究会の中で技能照査の基準の細目と教科の科目の対応の検討をおこなった。

表5 主な見直しの内容

系	専攻科名	主な見直し内容
輸送機器整備技術系	航空機整備科	教科の科目の時間数を変更、それに伴う細目を変更 技能照査の基準の細目と教科の科目の評価の照合
物流システム系	港湾流通科	教科の科目の時間数を変更、それに伴う細目を変更 科目名の変更、それに伴った細目を変更 技能照査の基準の細目と教科の科目の評価の照合
	物流情報科	教科の科目の時間数を変更、それに伴う細目を変更 技能照査の基準の細目の整理 技能照査の基準の細目と教科の科目の評価の照合
接客サービス技術系	ホテルビジネス科	インバウンド関連科目の新設、それに伴う教科の細目、 技能照査の基準の細目の追加 技能照査の基準の細目と教科の科目の評価の照合
調理技術系	調理技術科	教科の細目の追加、削除 設備の細目に機器を追加

また機構にある系専攻科においては、大学校カリキュラム検討委員会と連携して見直しの提案を取りまとめた。

### 6. まとめ

本研究は4年に1回の調査で、基礎研究会を延べ4回、6施設のヒアリング調査をとおして、多くの方々から基準の見直しに係る要望や意見をはじめ訓練の実施状況等について、現場の声を少なからず訓練基準の改正に反映でき、アンケート調査とは一味違う率直な意見・要望や訓練の現状、また普段知る機会が少ない希少科について貴重な調査となったと考える。

その対象分野は、基準はあるが実際に設置が少ない専攻科で、例えば輸送機械整備技術系航空機整備科は全国に1校しかなく、総訓練時間のうち訓練基準の時間数が他の系で概ね60%程度規定されているのに対して、約75%程度規定されている。これは他省庁が絡む資格との兼ね合いからこのようになっている。該当科からは、訓練基準の縛りがありカリキュラム編成に苦勞することがあるという意見もあった。

また調理技術系調理技術科では全国で認定訓練施設3校が実施しているうち2校については創立から30年余りの伝統校であるが、若年者の減少の影響もあり募集活動に苦慮している、専攻科の存続が危ぶまれている。一方残りの1校については、平成30年度新設された校であり、地域の活性化、業界からの人材不足の要望を受けて、学生がすべて地域事業所の在職者というユニークな方法で実施している。

この対象分野は、非ものづくり系の個性的な職業訓練で、日本の文化技能の伝承という視点、産業動向や人材育成ニーズ等を踏まえて、抜本的に系専攻科のあり方の検討をおこなう必要性があると考えた。

基礎研究会で取りまとめた見直し案は、訓練基準の改正に資する参考資料として厚生労働省に提出した。

最後に、本研究にご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。